

医療基本法に関するアンケート（社会民主党からの回答）

【回答】

質問1-1

明記しています

質問1-2

—

質問1-3(医療基本法に関する社民党の考え方)

世界一病床数が多い「医療大国」の日本でコロナ対応病床がなぜ逼迫し、自宅待機の患者が入院できないまま多数死亡しなければならなかったのか。コロナ危機を契機に日本の医療体制は大きな見直しを迫られています。医療を公的機関としてしっかりと位置付け、患者、市民、医療現場で働く人びとの声を反映させた体制が求められています。憲法 13 条「幸福追求権」、憲法 25 条「生存権」を根底に、医療について基本理念を明らかにし、総合的、計画的に推進していく医療基本法（仮称）が必要であると考えます。

質問2-1

明記しています

質問2-2

—

質問2-3(医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する社民党の考え方)

喫緊の課題としては、政府が強引に推進する地域医療の再編、公立・公的病院の統廃合を一旦中止すべきです。この問題は、住民がそこに住み続けられるのどうか、地域の存続にも関わる問題です。またこの間、国は保健所や保健師の削減を続け、公衆衛生体制を脆弱にしてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大で、その誤りが露呈しています。医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進は非常に重要であると考えます。

質問3-1

明記しています

質問3-2

—

質問3-3(患者の権利の尊重・擁護に関する社民党の考え方)

患者の権利を尊重・擁護するために、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの周知、徹底が必要だと考えます。患者や家族が医療記録を知る権利を保障するためにカルテ開示の法制化も必要です。医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報

告の義務化や安全指導等、そして被害者救済のための公的な制度を実現すべきです。「患者の権利基本法」（仮称）から、さらに包括的な「医療基本法（仮称）」にシフトします。

質問4（医療基本法要綱案フォーラム版に関する社民党の見解）

重要な法案であり、実現に努力していきたいと思えます。

近年の医療の高度化、複雑化に一般の市民が追いつくことは非常に難しい状況です。医療は極めて専門的な分野であり、医師等がもつ知識や情報量は圧倒的に大きく、患者や家族にとって”医療は与えられるもの”という意識が根強くあります。自分のいのち、からだの主体は患者であり、本人が、安心、納得、満足できるためには、患者の権利を尊重する視点が必要です。憲法13条「幸福追求権」、憲法25条「生存権」を根底に、医療について基本理念を明らかにし、総合的、計画的に推進していく医療基本法（仮称）が必要であると考えます。

（以上）